

調 査 要 項

調 査 要 項

1. 本調査は、全国銀行の業務報告書（銀行法施行規則別紙様式）記載の財務諸表および決算状況表*にもとづいて、その銀行勘定の計数を業態別および各行別に諸勘定科目を整理統合して掲載するとともに、業態別に銀行財務の分析を行っている。また、参考として業態別および各行別の連結財務諸表も掲載している。

*銀行法第24条第1項にもとづく報告または資料の提出要求として提出が求められている。内容は、銀行業務に関する財務計数全般にわたるものである。

2. 平成27年度の本調査において、分析の対象*1としている全国銀行は、都市銀行5行、地方銀行64行、第二地方銀行協会加盟銀行（第二地銀協地銀、地方銀行Ⅱ）41行、信託銀行4行および新生銀行、あおぞら銀行の合計116行である。

なお、セブン銀行、オリックス銀行および農林中央金庫の計数*2は、「全国銀行」および業態別の計数には含まれていない。

*1「全国銀行概況」、「業態別損益動向」における分析対象および「付属表・参考表」、「全国銀行総合財務諸表」（業態別、連結を含む）における集計対象。

*2 シティバンク銀行の計数は、掲載していない。

3. 「各行別財務諸表」における銀行記載の順序は都市銀行、地方銀行、第二地銀協地銀、信託銀行、その他別に金融機関コードの順による。

4. 記載ならびに計算単位

記 載 例

一印……該当計数のないもの、または連続性がない等のため前期比較のできないもの。なお、当期と前期が同計数の場合は増減額を「0」、増減率を「0.0」と、当期は計数があるが前期が単位未満または皆無の場合は増減率を「－」として表示している。

***印 ……新規の勘定科目のため、前期比較のできないもの

△印……減少、負数

r ……修正数

N.A.……該当計数が入手不能なもの

計算単位

総合表・各行別表：

百万円単位で計算のうえ百万円単位で掲載。したがって、合計額が内訳項目の合計と一致しない場合がある。各行別表については、計数が単位未満の場合は「0」、皆無の場合は「－」と区別している。また、全行の計数が単位未満の場合、総合表は「－」としている。

付属表・参考表：

百万円単位で計算のうえ億円単位で掲載。なお、B/S項目の残高は億円未満切捨て、B/S項目の増減とP/L項目は億円未満を四捨五入している。

増減率・構成比・諸比率：

百分率（小数点第2位を四捨五入）

5. 本調査の計数は未達勘定が整理されているほか、海外支店（現地法人は含まない）の計数を含んでいるため、毎期発表される計数（「日本銀行統計」所載）とは相違がある。

6. 業務報告書記載の財務諸表は、金融商品取引法上の開示（有価証券報告書）と異なり、比較情報（前年度の財務諸表）を作成しないため、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）は単年度毎に適用されている。このため、本調査においては、過年度の計数は遡及修正していない。

7. 貸借対照表上の「その他の○○○」（例：「預金」における「その他の預金」）は、掲載を省略している（「その他の○○○」の計数は、当該大科目の計数からその他の内訳科目の計数の合計を差し引くことで得ることができる）。

当期計数に影響する経理基準等の変更

- 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）、および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等が平成27年4月1日から原則適用され、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した事業年度の費用として処理する方法に変更すること等となった。加えて、連結財務諸表において、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行うこととなった。当該表示の変更を反映させるため、前連結累計期間および前連結会計年度については、連結財務諸表の表示の組替えを行うこととなった。

- 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が変更となった。また、欠損金の繰越控除制度に関して、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額が控除限度額とされた。なお、平成28年度税制改正においても、法人税率等が引き下げられた。

法人税率（国税）の引下げ

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
23.9%	23.4%		23.2%

- 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成27年3月26日）が平成27年4月1日から適用され、在外子会社において、のれんを償却していない場合には、連結決算手続上、その計上後20年以内の効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却し、当該金額を当期の費用とするよう修正すること等となった。

- 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）が平成28年3月末に係る財務諸表から早期適用できることとなった。これに伴い、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直すこととなり、「会計方針の変更」に当たる場合、影響額を、適用年度の期首の繰越利益剰余金および評価・換算差額等に加算することとなった。

銀行の経営統合等の動き

平成27年10月に肥後銀行と鹿児島銀行を傘下とする九州フィナンシャルグループが誕生した。